

自殺対策連絡協議会（仮称）の設置について

自殺の現状

①自殺による死亡者数（国）：平成9年までは**2万5千人**前後で推移→10年以降は**3万人**を超える水準で推移

自殺は止められる

自殺は、自由意志の現れや個人の選択の結果ではなく、追いつめられ、どこにも行き場がなくなり、唯一の解決策が自殺しかないという状況に追い込まれた結果であり、いわば「**追い込まれての死**」である。

このように追い込まれる前に周囲の人に相談できれば、また、追い込まれても“死んでしまいたい”という本人からのサインに周囲の人が気づくことができれば、**自殺は回避することができる**ものである。

自殺対策基本法の基本理念

- ①**社会的な取組**として実施すること。
- ②単に**精神保健的観点からのみでなく、自殺の実態**に即して実施すること。
- ③**事前予防、危機介入、事後対応**の各段階に応じて実施すること。
- ④**官民相互の密接な連携**の下に実施すること。

自殺対策推進上の課題

- ①**栃木県全体で取り組むべき重要な課題**であること。
- ②自殺対策に関する**正しい知識**を関係機関・団体が**共有**すること。
- ③関係機関・団体が**それぞれの立場で、自殺対策を推進**するとともに効果的な**連携体制を構築**すること。

○自殺対策に関する**セーフティネット**（『**気付き**』と『**つながり**』）の構築

○自殺対策のための**地域・職域等の基盤構築**
（自殺対策が**地域・職域等の課題**であるという認識を構成機関・団体に共有）

関係機関・団体が集まり、自殺対策について**協議する場**の設置

自殺対策連絡協議会（仮称）

構成	自殺対策に取り組む（今後、自殺対策に取り組む関係機関・団体を含む）関係機関・団体等（自殺対策担当リーダー等）
所掌事項	①自殺対策に関する情報収集及び意見交換に関すること。
	②自殺対策に関する各関係機関・団体の役割分担の明確化及び連携体制の構築に関すること。
	③その他自殺対策の推進に関すること。